

2010 年 3 月 15 日

## **SAAJ** NEWS RELEASE

### 「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」について意見書を提出

(社)日本証券アナリスト協会(会長:稲野和利 野村アセットマネジメント会長)は、2010年2月12日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」について意見書を作成し、3月15日(月)に金融庁へ提出しました。

#### 【意見書のポイント】

- ✓ 我々は、内閣府令の「(57)コーポレート・ガバナンスの状況」を大幅に改正し、コーポレート・ガバナンス体制、役員報酬、株式保有状況、議決権行使結果に関して、従来よりも詳細な開示を義務付けた点を評価している。この改正によって、従来の開示では実態の把握が難しかったコーポレート・ガバナンスや株式持ち合いの状況について、企業分析や投資判断に有用な情報が増えることを期待している。
- ✓ 我々は、(57)a で「提出会社の企業統治体制の概要及び当該体制を採用する理由の具体的な記載」を義務付けたことで、今後はコーポレート・ガバナンス体制の全体像について記述が増えると考えている。さらに、当該体制を採用する理由の具体的な記載により、コーポレート・ガバナンスに対する各企業の考え方が把握し易くなる点を評価している。
- ✓ 我々は、(57)d を新設し、役員の役職ごとの報酬等の種類別の額と、その算定方法に係る決定方針や決定方法等の開示を義務付けた点を高く評価している。半面、報酬等の額が1億円以上である役員ごとの報酬等の種類別の額の開示の義務付けについては、企業分析には役職ごとの報酬等の種類別の額の開示があれば十分であり、1億円以上の者の開示で追加的に得られる情報は少ないとの意見が多かった。
- ✓ 我々は、(57)e を新設し、①純投資目的以外の保有株式のうち、当期の貸借対照表計上額の上位30銘柄などについて、株式数、保有目的、貸借対照表計上額の主要連結子会社も含めた開示、②純投資目的の保有株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益、評価損益について、上場・非上場別の合計額の開示を義務付けた点を高く評価している。これらの開示で株式持ち合いの状況が明らかになり、投資成果、株価変動による財務リスク、現金への換金可能性などの分析に有用な情報が増えると考えられる。

【添付資料】「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

(社)日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞